

川崎市高等職業訓練促進給付金等事業実施要領

（目的）

第1条 この要領は、川崎市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき川崎市高等職業訓練促進給付金等事業（以下「事業」という。）を実施する場合の取扱いについて定め、事務の適正化を図ることを目的とする。

（母子・父子自立支援プログラム策定）

第2条 要綱第8条の規定に基づく母子・父子自立支援プログラム策定にあたっては、給付金の支給を受けようとする者（以下「支給申請者」という。）の養成機関における単位の取得状況等を的確に把握し、当該資格の取得見込みを確認するとともに、生活状況について聴取するなどし、支給の必要性についても十分に把握することとする。

（給付金申請の際の添付書類について）

第3条 要綱第9条第2項各号の規定に基づく添付書類について、母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者であって、現に児童（20歳に満たないものをいう。）を扶養している者をいう。）であることの確認については、現に児童扶養手当を受給している者からの申請であれば、その証書の写しにより、戸籍謄本の提出を省略できるものとする。

（受給要件の審査）

第4条 要綱第12条の規定に基づく審査に当たっては、申請のあった月の翌月までに審査会を開催し、支給の可否を決定する。

2 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第7条第1項に定める求職者支援制度における職業訓練受講給付金、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第24条に定める訓練延長給付、雇用保険法附則第11条の2に定める教育訓練給付制度における教育訓練支援給付金等、事業と趣旨を同じくする給付を受けている場合は、事業の対象とならない。なお、教育訓練支援給付金及び訓練促進給付金については、各給付金の支給額や支給期間等を確認したうえで、いずれかの受給を選択することができる。

3 雇用保険の教育訓練給付制度のうち、雇用保険法第60条の2に定める教育訓練給付金の支給を受ける場合であっても、訓練促進給付金の支給は可能とする。

（母子福祉資金及び父子福祉資金貸付との併用）

第5条 市長は、支給申請者の状況に応じて、訓練促進給付金の支給と母子福祉資金及び父子福祉資金の貸付の併用を認めることとする。この場合において、母子福祉資金及び父子福祉資金の貸付は必要最小限とする。

（休学の取扱い）

第6条 訓練促進給付金の支給を受けている対象者（以下「受給者」という。）が休学したときは、その休学を始めた日の属する月の翌月（休学を始めた日が月の初日の場合は、

その日の属する月) から、復学の日属する月の前月 (復学の日が月の末日である場合は、その日の属する月) までの間につき、訓練促進給付金を支給しないこととする。

- 2 休学した者が復学した場合には、受給資格等の支給要件を確認の上、訓練促進給付金の支給を再開することができる。この場合において、休学により訓練促進給付金を支給しなかった期間は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 (昭和39年政令第224号) 第28条第4項に規定する修業する期間に含めないものとする。

(訓練促進給付金の支給の差止め)

第7条 要綱第13条第1項に規定する在籍証明書の提出又は出席状況の報告及び取得単位証明書の提出の時期は、訓練促進給付金の支給決定時に市長が指定する月の末日までとする。

- 2 要綱第13条に規定する書類の提出が確認できない場合は、市長は、受給者に対しての予告なしに支給を一時的に差し止めることができる。

(給付金の返還の特例による免除)

第8条 要綱第17条に規定するやむを得ない事情と市長が特に認めた場合とは、おおむね次に掲げる場合をいう。

- (1) 地震、火災等の受給者本人の意思によらない自然環境的な事情により、修業を継続することが困難であると認められた場合
 - (2) 受給者の親族の死亡等の周囲の環境の変化により、修業を継続することが困難であると認められた場合
 - (3) 事故・病気等により受給者本人の健康状態の変化により、修業を継続することが困難であると認められた場合
- 2 市長は、受給者に対し、前項に定める要件に該当するかどうかを判断するために、必要に応じて証明書類の提出を求めることができる。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年9月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則
この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要領は、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。

附 則
この要領は、平成 29 年 7 月 18 日から施行する。

附 則
この要領は、令和 4 年 3 月 23 日から施行する。

附 則
この要領は、令和 6 年 9 月 26 日から施行し、令和 6 年 8 月 30 日から適用する。